

食料品等高騰対応給付金 (世帯員1人あたり5千円)のご案内

概要

食料品等高騰対応給付金は、国の重点支援地方交付金を活用し、食料品等物価高騰の影響を受ける市民を支援する給付金です。DV等による避難^{※1}で上尾市内に住民登録がない方も、当給付金を受給できる可能性があります。給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

- 支給対象 **令和8年2月1日時点**で、上尾市に住民登録のある方、またはDV等による避難のため上尾市に在住している方^{※2}
- 給付金額 **対象世帯員1人あたり5千円**
- 支給時期 **令和8年4月17日(金)以降、順次支給**

※1 「DV等による避難」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住いの場合をいいます。

※2 DV避難者である証明が必要です。

提出書類

- ①食料品等高騰対応給付金 申請書(請求書)(DV等避難者用)
- ②食料品等高騰対応給付金に係る配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書
- ③DV等避難中であることを明らかにできる書類(裏面Q&A参照)
- ④受取口座を確認できる書類の写し
- ⑤申請者本人確認書類の写し

※①②は上尾市ホームページからダウンロードできます。

市ホームページ：<https://www.city.ageo.lg.jp/page/415662.html>

上尾市HP
二次元コード



申請期限

令和8年3月23日(月) (必着) まで

速やかに給付金をお支払いするために、期限が短くなっております。期限までの申請が難しい場合は、上尾市福祉総務課までご連絡ください。

郵送先

上尾市福祉総務課(〒362-8501 上尾市本町3-1-1(上尾市役所2階))

 048-775-5118

よくある質問等、詳細は裏面をご確認ください。

Q & A

以下のQ & Aを参考に支給要件等をご確認ください。

ご不明な点は、上尾市福祉総務課（電話番号048-775-5118）にご相談ください。

Q DV避難中で世帯主と話すことができません。住民票がある世帯で、世帯主が給付金を受給しました。私は給付金を受給できますか？

A 住民票がある世帯の世帯主が給付金を受給済の場合であっても、要件（住民登録・避難先、DV避難中であることの証明）を満たしている場合には、上尾市から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 避難先の住まいが上尾市にある場合、どのような手続きが必要ですか？

A チラシ表面に記載の提出書類をご用意の上、申請期間内に提出して下さい。
申請書及び申出書は、上尾市ホームページからダウンロード、または上尾市給付金申請窓口にて配布します。

※申請期間内の提出が難しい場合は、上尾市福祉総務課にご連絡ください。

Q DV等を理由として、上尾市に住民票があり、上尾市外に住んでいるのですが、給付金は受給できますか？

A 必要書類を市にご提出いただくことで受給できます。本チラシ表面に記載の提出書類をご確認ください。

! 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！